

第10回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月28日(木) 9時30分～10時30分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (9人)
会 長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委 員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義
4. 欠席委員 (1人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出 席 農地利用最適化推進委員(5人)
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議事日程 報告第16号 農地の転用届出の件について
報告第17号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第18号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について
議案第15号 農地の所有権移転申請の件について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告:所有権移転)
の件について
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告:貸借権設定)
の件について
8. 議事の概要

開会 議長	それでは、開会いたします。 今日は9番委員が欠席、出席議員は9名です。議事録署名委員は5番委員と6番委員です。 宜しく願いいたします。 『報告第16号 農地の転用届出の件について』を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局長	報告第16号農地の転用届出の件になります。議案書は2頁農地法第4条の届出になります。 次のとおり、受理したことを報告いたします。申請1件、場所は東栄町4丁目、登記簿地目が畑で現況地目は宅地となっています。1筆面積が196.25㎡用途は住宅用地で申請事由が車庫となっています。場所については4頁の地図をご覧ください。東栄町4丁目門川町武道館前の町道の、東の方向に申請農地があります。
議長	説明は終わりました。この議案につきましては、報告案件でございますので、それぞれ把握しておいて下さい。次の議案に移ります。 『報告第17号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第17号農地の所有権移転及び転用届出の件について説明いたします。議案書は5頁になります。農地法第5条所有権移転及び転用の届出になります。次のとおり、受理したことを報告いたします。申請件数は2件の2筆となります。

申請番号1、場所は南町3丁目、地目が畑1筆250㎡、用途は住宅用地で無償の所有権移転で申請事由が住宅建築への転用でございます。申請番号2、場所は庵川西4丁目、地目が畑1筆330㎡、用途は住宅用地で有償の所有権移転で申請事由が一般住宅への転用でございます。6頁から9頁にかけて地図を掲載しております。申請1件目は7頁の地図をご覧ください。門川南町簡易郵便局の北側、国道10号線沿いに申請農地があります。申請2件目は9頁をご覧ください。庵川西4丁目、ふれあい地球館の北西方向に申請農地があります。以上です。

議長

説明が終わりました。この件につきましても報告案件でございますので、それぞれ把握をしておいて下さい。次に、『報告第18号 門川町農業振興地域整備計画変更に対する意見について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第18号 門川町農業振興地域整備計画変更に対する意見についてを説明いたします。議案書は10頁になります。門川町農業振興地域整備計画に定めた農用地について、計画から除外することに同意したことを報告いたします。申請1件目、場所は、大字門川尾末字今別府、地目が田で1筆1,012㎡、事由が錯誤により計画地域からの除外でございます。場所については、12頁に地図を掲載しております。五十鈴地区営農集会所の西側に申請農地がございます。

議長

説明が終わりました。この件につきましても、報告案件でございますので、それぞれ把握しておいてください。

次に『議案第15号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第15号 農地の所有権移転申請の件についてを説明いたします。

議案書は13頁14頁になります。農地法3条(委員会)の規定による所有権移転です。

次のとおりの許可申請があったので審議を求めます。申請が3件の10筆の所有権移転になります。申請番号1、大字門川尾末字黒岩、登記簿地目が畑、現況地目が山林原野で1筆144㎡、譲受人の申請事由が増反による有償の所有権移転申請です。申請番号2、全部で7筆、大字川内字水ナシが2筆の地目が田で、字ニクシが2筆の地目が田、字奥野が1筆の地目が畑、字前田が2筆の地目が畑で、面積合計4,581㎡、申請事由が経営移譲による無償贈与による所有権移転であります。申請番号3、大字庵川字烏帽子滝が2筆で登記簿地目が畑、現況地目が山林原野、面積合計7,195㎡、譲受人の申請事由が増反による有償の所有権移転申請でございます。場所については、15頁から28頁に地図を掲載しております。申請番号1については16頁をご覧ください。中山地区、中山川の上流に申請農地があります。申請番号2については、17頁から26頁に、すべてが三ヶ瀬地区の農地になります。地図を見ていただいでご確認下さい。ただ26頁に市の原公民館の西側に申請農地が2筆あります。申請番号3については、28頁に牧山地区の遠見窯工場の西側に申請農地が2筆あります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。申請が3件ございますので、申請番号1から審議したいと思

います。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員 推進委員の白木です。申請番号1について、10月20日午前10時から中山地区公民館に集合し、岡田係長の案内で、農業委員の金丸委員、児玉委員と推進委員の私と合計4名で、宇黒岩の現地を確認しました。現地は中山地区公民館から右に入った町道荒谷尾ノ宮線沿いの右上に申請農地があります。現況地目は山林原野になっていますが、草が生い茂った畑で雑種地のようだと確認しました。この土地の売買に関しては、譲渡人及び譲受人とも町内在住であり、特段に問題が発生することはないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。

安田農業委員 譲受人の経営面積が少ないので売買出来るのでしょうか。

事務局 確認したところ、果樹園芸の農地を含めて4反以上あるので、問題ありません。

議長 他の委員のご意見はございませんか。特段問題は無いようですが、賛成の方举手願います。全員賛成です。

申請番号2について推進委員のご意見を伺います。

安田推進委員 推進委員の安田です。申請番号2についてご説明いたします。去る10月20日事務局の岡田係長、黒木委員と私の3人で、現地確認をしました。事務局の説明のとおり、現地は山間部で、西門川三ヶ瀬地区の市の原地区で、4筆の点在する田、3筆の畑で合計7筆です。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人の母親が高齢であり、今回息子さんに、生前贈与するものであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員の意見は終わりました。他の委員のご意見はございませんか。家族の中なので、問題は無いと思いますが、賛成の方举手願います。全員賛成です。申請番号3について、推進委員のご意見を伺います。

米澤推進委員 推進委員の米澤です。申請番号3について説明いたします。申請地は2筆共に隣接しているので、併せて説明します。10月19日染田委員、藤本委員、事務局の岡田係長と私の4人で、現地確認を行いました。現地は牧山地区の県道遠見半島線の遠見窯工房の西側になります。宇烏帽子滝の2筆共、登記簿地目が畑で、現況地目は山林原野となっておりますが、現地は休耕して原野のようでした。譲渡人は門川の方で、後継者がいなく継続して経営していくことが困難でこの申請に至っています。譲受人は門川在住の専業農家の方で、この農地を含めて利用し規模拡大を図るということです。内容につきまして事務局で確認したところ、条件を満たしているということで、特段に問題はありまません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。特に無いようでございますが、賛成の方举手願います。全員賛成であります。

議案第16号と議案第17号は関連がございますので、一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第16号農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告：所有権移転）の件についてを説明いたします。議案書は29頁30頁になります。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。申請件数は2件の4筆になります。何れも所有権移転になります。申請番号1，大字門川尾末字軍野3筆、合計面積が2,426㎡、地目が田で、移転時期が令和3年11月22日となっております。申請番号2，字軍野1筆で、面積が855㎡、地目が田となっております。両申請とも、譲受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。この公社は農地中間管理機構であり、これらの農用地等を公社が保有することを目的としているのではなく、農地の集積、集約化して農業者等へ売渡し貸付を行うものであります。31頁32頁に地図を掲載しております。4筆共に用地が隣接しております。五十鈴地区の五十鈴川左岸に門川衛生センターの西の方向に申請農地があります。

議案第17号農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告：貸借権設定）の件についてを説明いたします。議案書は33頁になります。

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

申請件数は1件の所在は議案第16号と同じ農地であり、貸借権設定をするものであります。中間管理機構である公益財団法人宮崎県農業振興公社から借受人が令和3年11月22日から令和8年9月21日までの期間を設定するものであります。35頁36頁の地図も同じでありますので説明は省かせていただきます。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員

推進委員の白木です。この議案は第16号、第17号共に地権者と公益財団法人宮崎県農業振興公社との契約に関する事案であり、このことは、9月29日第9回農業委員会終了後の行われました三者会議（地権者、農業振興公社、農業委員会）で確認作業を行っており、現地は農業振興公社、岡田係長、児玉委員と私で確認して、埋立も完了しております。何の問題もなく、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。議案第16号は生産者から農業振興公社に譲り渡すということです。申請番号1の件につきまして、賛成の方举手願います。全員賛成です。申請番号2の件につきまして、賛成の方举手願います。全員賛成です。続きまして議案第17号は農業振興公社が借受人に貸し付けるということです。申請番号1の件につきまして、賛成の方举手願います。全員賛成です。

以上持ちまして、第10回農業委員会定例総会を閉会いたします。

令和3年10月28日

議事録署名人

5番委員

里木 稔

6番委員

藤本 利弘